

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案の概要

1 改正理由

令和8年4月から県立総合病院において子どもを対象とした医療型短期入所事業を開始することに伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正しようとするものです。

2 医療型短期入所事業の概要

（１）医療型短期入所

医療型短期入所とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、家族の休息（レスパイト）・私用・家族の学校行事などのため自宅で介護されることが困難な場合に、短期間、医療機関等で必要な医療的ケアや介護を提供するサービスです。

（２）開設形態

空床利用型

（３）利用対象者（予定）

- ①原則として、重症心身障害児等で県内に住所を有する１８歳未満の方が利用いただけます。
- ②利用には、市町から障害福祉サービスに係る医療型短期入所の支給決定を受ける必要があります。

（４）利用者想定数

１日平均５人程度（１日最大８人）

（５）費用負担

- ①家計の負担能力に応じて定められた自己負担額が上限となります。
- ②一部の医療処置等について、医療費を負担いただく場合があります。
- ③食費等の実費を負担いただきます。

3 主な改正内容

（１）業務内容（別表第１）

総合病院の業務内容に「短期入所に関すること」を追加します。

（２）使用料および手数料（別表第３）

短期入所に係る使用料を追加します。

4 施行期日

令和8年4月1日

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

令和 8 年 4 月から滋賀県立総合病院において短期入所事業を開始することに伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和 51 年滋賀県条例第 18 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県立総合病院の業務内容について、短期入所に関することを追加することとします。（別表第 1 関係）

(2) 短期入所に係る使用料を設定することとします。（別表第 3 関係）

(3) その他

ア この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

議第 号

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和 51 年滋賀県条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 滋賀県立総合病院の項業務内容の欄に次の 1 号を加える。

(11) 短期入所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 8 項に規定する短期入所をいう。以下同じ。）に関すること。

別表第 3 使用料の表保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 16 号）第 7 条の 2 に規定する後発医薬品（以下「後発医薬品」という。）のある同条に規定する新医薬品等（昭和 42 年 9 月 30 日以前の薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）の規定による製造の承認（以下「旧承認」という。）に係る医薬品であつて、当該医薬品とその有効成分、分量、用法、用量、効能および効果が同一性を有するものとして、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条または第 19 条の 2 の規定による製造販売の承認（旧承認を含む。）がなされたものがあるものを含む。以下「先発医薬品」という。）であつて別に厚生労働大臣が定めるものの処方等または調剤（別に厚生労働大臣が定める場合を除く。）の項の次に次のように加える。

短 期 入 所	1 日につき	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 3 項第 1 号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額

別表第 3 使用料の表障害児通所支援の項中「障害児通所支援」の右に「（児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）」を加え、

1 日につき

「
を | 同 | に、「第 21 条の 5 の 3 第 2 項」を「第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 1
」
号」に改め、別表第 3 注 3 中「障害児通所支援」を「短期入所および障害児通所支援」に改める。

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県病院事業の設置等に関する条例新旧対照表

旧				新			
本則・付則 省略 別表第1（第3条関係）				本則・付則 省略 別表第1（第3条関係）			
名称	位置	業務内容	病床数	名称	位置	業務内容	病床数
滋賀県立総合病院	守山市守山五丁目	(1) 疾病の予防に関すること。 (2) 疾病の専門的医療に関すること。 (3) 疾病の専門的健康相談および保健指導に関すること。 (4) 疾病の調査研究に関すること。 (5) 疾病の教育研修に関すること。 (6) 専門的リハビリテーション医療に関すること。 (7) 小児の保健に関すること。 (8) 専門的な療育相談、	635床	滋賀県立総合病院	守山市守山五丁目	(1) 疾病の予防に関すること。 (2) 疾病の専門的医療に関すること。 (3) 疾病の専門的健康相談および保健指導に関すること。 (4) 疾病の調査研究に関すること。 (5) 疾病の教育研修に関すること。 (6) 専門的リハビリテーション医療に関すること。 (7) 小児の保健に関すること。 (8) 専門的な療育相談、	635床

		発達相談および小児の保健指導に関すること。 (9) 小児の専門的医療および機能訓練に関すること。 (10) 小児の医療から成人の医療に移行する間の医療に関すること。 (新設)	
省略			
注 省略			
別表第2 省略			
別表第3 (第7条関係)			
使用料			

		発達相談および小児の保健指導に関すること。 (9) 小児の専門的医療および機能訓練に関すること。 (10) 小児の医療から成人の医療に移行する間の医療に関すること。 (11) <u>短期入所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所をいう。以下同じ。）に関すること。</u>	
省略			
注 省略			
別表第2 省略			
別表第3 (第7条関係)			
使用料			

種別	区分	金額
省略		
保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第7条の2に規定する後発医薬品（以下「後発医薬品」という。）のある同条に規定する新医薬品等（昭和42年9月30日以前の薬事法（昭和35年法律第145号）の規定による製造の承認（以下「旧承認」という。）に係る医薬品であつて、当該医薬品とその有効成分、分量、用法、用量、効能および効果が同一性を有するものとして、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条または第19条の2の規定による製造販売の承認（旧承認を含む。）がなされたものがあるものを含む。以下「先発医薬品」という。）であつて別に厚生労働大臣が定めるものの処方等または調剤（別に厚生労働大臣が定める場合を除く。）	処方等または調剤1回につき	先発医薬品の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に4分の1を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数につき1点を10円として算出した額に当該額に100分の10を超えない範囲内において病院事業庁長が別に定める率を乗じて得た額を加えた額

種別	区分	金額
省略		
保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第7条の2に規定する後発医薬品（以下「後発医薬品」という。）のある同条に規定する新医薬品等（昭和42年9月30日以前の薬事法（昭和35年法律第145号）の規定による製造の承認（以下「旧承認」という。）に係る医薬品であつて、当該医薬品とその有効成分、分量、用法、用量、効能および効果が同一性を有するものとして、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条または第19条の2の規定による製造販売の承認（旧承認を含む。）がなされたものがあるものを含む。以下「先発医薬品」という。）であつて別に厚生労働大臣が定めるものの処方等または調剤（別に厚生労働大臣が定める場合を除く。）	処方等または調剤1回につき	先発医薬品の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に4分の1を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数につき1点を10円として算出した額に当該額に100分の10を超えない範囲内において病院事業庁長が別に定める率を乗じて得た額を加えた額

(新設)			短期入所	1 日につき	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額
障害児通所支援	1 日につき	児童福祉法第21条の5の3第2項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額	障害児通所支援（児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）	同	児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額
手数料 省略			手数料 省略		
注1・2 省略			注1・2 省略		
3 障害児通所支援について、使用料の表に定めるもののほか、特別に要する費用については、病院事業庁長が別に定める額とする。			3 短期入所および障害児通所支援について、使用料の表に定めるもののほか、特別に要する費用については、病院事業庁長が別に定める額とする。		
4～7 省略			4～7 省略		